

《身体障がい者の方》

障がい区分		障がいの級別
視	覚	1, 2, 3, 4 級
聴	覚	2, 3 級
平 衡 機 能		3 級
上	肢	1, 2, 3 級
下	肢	1, 2, 3, 4, 5, 6級
体	幹	1, 2, 3 5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1, 2, 3 級
	移動	1, 2, 3, 4, 5, 6級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸		1, 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1, 2, 3 級
肝	臓	1, 2, 3 級
音 声 機 能		3 級 (こう頭摘出による音声機能障害の場合に限る。)
知的障がい		療育手帳「A」、「A1」、「A2」
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳「1級」

(追記)

1. 同一の等級で2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を考慮して当該等級より上の級とする。

《戦傷病者の方》

障がい区分		重度障がいの程度又は障がいの程度
視	覚	特別項症、1～4項症
聴	覚	特別項症、1～4項症
平 衡 機 能		特別項症、1～4項症
上	肢	特別項症、1～4項症
下	肢	特別項症、1～6項症 1～3款症
体	幹	特別項症、1～6項症 1～3款症
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸		特別項症、1～3項症
肝	臓	特別項症、1～3項症
音 声 機 能		特別項症、1～2項症(こう頭摘出者のみ)